

# 「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」

## 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」（以下、事業という）に関する委託業務の企画提案書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

### 1 事業目的

中東市場は、人口に占める富裕層の割合が高いなど、有望なインバウンド市場である。このため、中東で影響力のあるインフルエンサーを活用したプロモーションを行うことにより、中東市場からの本県へのインバウンド誘客を促進することを目的として本事業を実施するもの。

### 2 委託業務の概要

- (1) 事業名 中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業
- (2) 実施主体 福岡県
- (3) 事業内容 別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む）  
5,400千円
- (6) 成果物
  - ①事業報告書  
紙媒体：A4判冊子 2部  
電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方 1部
  - ②制作物  
本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

### 3 企画提案で求める内容（詳細については、別紙「仕様書」を参照すること）

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 動画の企画について（仕様書 4（1）関連）
  - ・中東市場からの誘客に効果的な動画の内容・構成を提案すること。その際、中東市場の特徴や旅行嗜好・傾向、最新の状況などの分析を踏まえた内容とすること。
- (2) 動画の配信について（仕様書 4（2）関連）
  - ・活用するインフルエンサー案（複数のインフルエンサーを起用しても可）について、選定理由とともに提案すること。
  - ・効果的な配信媒体及び配信本数を提案すること。
- (3) 業務体制・スケジュール（仕様書 4（3）関連）
  - ・業務を円滑に遂行するための業務体制（撮影当日の体制含む）及びスケジュールを提案すること。なお、業務体制については、人員・経験等について明確に説明すること。
  - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再

- 委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (4) 本事業を通して期待される成果および KPI について（仕様書 4（4）関連）
    - ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、定量的に示すことが可能なものは、数値を用いて示すこと。
  - (5) 独自提案事項について（仕様書 4（5）関連）
    - ・業務を実施するにあたり、3（1）～（4）以外の事項で、必要・効果的と考える事項について提案すること。
  - (6) 会社概要
    - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
  - (7) 類似事業の受託実績
    - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
  - (8) 見積書（仕様書 4（6）関連）
    - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること
  - (9) 担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、ファクシミリ、メールアドレス等）
    - ・結果通知についてはメールにより通知するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。

#### 4 参加要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
  - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 28 日 27 総セ第 25173 号）に基づく指名停止期間中である者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
  - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること
  - ア 契約保証金（又は担保）…契約金額の 100 分の 10 以上
  - イ 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除する
  - ウ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金を免除する
- (4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと

- ア 上記要件（２）については、共同体の構成員全員が満たしていること
- イ 上記要件（３）については、共同体の構成員のうち少なくとも１団体以上が満たしていること
- ウ 必ず代表団体を定めること
- エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

## 5 質問受付及び回答

質問は、令和７年９月３０日（火）１２時までに、様式第１号「質問書」を、下記１４「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和７年１０月３日（金）までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要領を掲載したホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関すること、本県が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

## 6 企画公募の日程、提出書類、提出先について

### （１）日程

#### ①公募開始及び質問受付開始

令和７年９月１９日（金）

#### ②質問受付期限

令和７年９月３０日（火） １２時まで

#### ③質問に対する回答期限

令和７年１０月３日（金）

#### ④企画提案書の提出期限

令和７年１０月１０日（金）１７時まで

※応募者多数の場合、一次審査を行い、上位４社を対象として二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する（該当者へ個別に通知）

#### ⑤一次審査結果の通知

令和７年１０月１５日（水）予定 ※担当者へメールにて通知

#### ⑥二次審査（プレゼンテーション審査）の実施

令和７年１０月１７日（金）予定 ※時間は該当者へ個別に連絡

#### ⑦二次審査結果の通知

令和７年１０月２１日（火）予定

#### ⑧契約の締結

令和７年１０月下旬 予定

### （２）企画提案書の提出内容

#### ①企画提案書・・・Ａ４判（タテ・ヨコは任意）６部

#### ②見積書（項目ごとに積算）・・・Ａ４判（タテ・ヨコは任意）６部

#### ③上記①・②のPDFデータ

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

### （３）企画提案書の提出方法

上記６（２）①・②「企画提案書」「見積書」については、下記１３「連絡先および書類の提出先について」に記載する住所に郵送もしくは持参すること。（提出期限までの必着とする）

また、上記 6 (2) ③「上記①・②の PDF データ（企画提案書・見積書の PDF データ）」については、下記 13「連絡先および書類の提出先について」に記載するアドレスにメールにて提出すること。（8MG を超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること）

## 7 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- (2) 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- (3) 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- (4) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

## 8 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

## 9 1次審査（書面審査）について

本事業の企画提案参加者が5社以上の場合は、選定委員会事務局（観光振興課）において、下記 12 の審査基準により企画提案書の 1 次審査（書面審査）を行い、2 次審査（プレゼンテーション審査）に進む 4 社を選定する。

## 10 2次審査（プレゼンテーション審査）について

選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

- ・ 2 次審査の詳細日程等は、1 次審査を通過した提案事業者に速やかにメールにて通知する。
- ・ プレゼンテーションは、原則、提案書に沿って説明を行うこととするが、追加資料や映像等を用いて説明することも構わない。

### 〔2 次審査（プレゼンテーション審査）〕

- ・ 審査日程：令和 7 年 10 月 17 日（金）（※予定）
- ・ 審査場所：県庁周辺（福岡市博多区東公園 7 番 7 号周辺）（※予定）
- ・ 提案事業者数：最大 4 社まで
- ・ 審査時間：1 事業者あたり、15 分程度・質疑応答 10 分程度を予定

## 1 1 審査基準

- ・審査は、1次、2次ともに、下表に示す評価項目により採点する。
- ・2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。  
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。  
満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。  
(評価項目表)

| 審査項目                                                                                               |                                                       | MAX<br>配点   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------|
| <b>(1) 事業目的の理解度</b><br>中東市場の情勢やトレンド、各種インバウンド施策等について豊富な知識と経験を持ち、本事業の目的・内容について十分に理解した具体的な提案内容となっている。 |                                                       | 5点          |
| <b>(2) 提案内容の優良性</b>                                                                                |                                                       |             |
| ①動画の企画について                                                                                         | 中東市場の特徴や旅行嗜好・傾向、最新の状況などの分析を踏まえ、ターゲットに訴求する効果的な内容となっている | 10点         |
|                                                                                                    | インフルエンサーの撮影体制が十分な体制となっている                             | 5点          |
| ②動画の配信について                                                                                         | 事業目的に照らし、効果的なインフルエンサーが選定・活用されている                      | 20点         |
|                                                                                                    | インフルエンサーの起用人数や投稿するSNS媒体の選定、投稿回数が効果的なものとなっている          | 20点         |
| ③業務体制・スケジュール                                                                                       | 業務を円滑に遂行するための業務体制（当日の撮影体制含む）となっている                    | 5点          |
|                                                                                                    | 業務を円滑に遂行するためのスケジュールとなっている                             | 5点          |
| ④独自提案について                                                                                          | 提案された内容により、高い事業成果が期待できる                               | 15点         |
| <b>(3) 業務遂行の確実性</b>                                                                                |                                                       |             |
| ①会社概要                                                                                              | 事業規模等から、円滑かつ安定的に業務遂行できる体制と判断できる。                      | 5点          |
| ③類似事業の受託実績                                                                                         | 類似事業の実績が豊富であり、高い知見・ノウハウを持つと判断できる                      | 5点          |
| <b>(4) 見積り目の妥当性</b><br>業務内容に見合った適切な経費、またそれ以上の効果が期待できる                                              |                                                       | 5点          |
| <b>合計（100点満点）</b>                                                                                  |                                                       | <b>100点</b> |

## 1 2 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者を委託候補事業者として、契約協議を行う。  
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。  
なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に

全額返還する。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去２年以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

### 13 連絡先および書類の提出先について

「5 質問受付および回答」および「6（2）③企画提案書・見積書の PDF データ」については、下記担当者あてに電子メールを送付すること。

<住所> 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 岩尾

<電話> 092-643-3457

<メールアドレス> kanshin@pref.fukuoka.lg.jp